

## 速記録

### 平成26年度 淀川水系流域委員会 専門家委員会（第3回）

日 時 平成27年 4月22日（水）

午後 3時00分 開会

午後 5時23分 閉会

場 所 近畿地方整備局 大阪合同庁舎第1号館

新館3階 A会議室

[午後 3時00分 開会]

## 1. 開会

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 矢野）

定刻となりましたので、これより平成26年度淀川水系流域委員会専門家委員会の第3回を開催させていただきます。

本日の司会を務めさせていただきます、近畿地方整備局河川計画課矢野です。4月に異動して参りましたので、どうぞよろしくお願い致します。

本日の出席委員でございますが、全9名中、現在5名の方が出席頂いております。堀野委員につきましては少し遅れるとのことですので、間もなく到着されると思います。現時点で定足数に達しておりますので、委員会として成立していることをここにご報告させていただきます。

審議に入ります前に、配付資料の確認及び会議運営に当たってのお願いをさせていただきます。まず配付資料ですが、お手元の配付資料リストに記載しております11点でございます。議事次第から始まりまして参考資料ー1まで、合わせて11点になってございます。不足等ございましたら事務局までお申し出ください。

続きまして、会議運営に当たってのお願いでございます。発言の記録は会議の進行に支障を来さない範囲でお願いいたします。会議中における一般傍聴者及び報道関係者の方のご発言は認められておりませんので、ご発言はお控えください。一般傍聴者からのご意見につきましては、明後日24日に開催致します地域委員会においてお伺いする時間を設けております。また、近畿地方整備局のホームページや郵送でもお受けしておりますのでご活用ください。

携帯電話等につきましては、電源を切るかマナーモードに設定し、会議中の使用をお控え願います。

会議の秩序を乱す行為、または妨げとなる行為はしないようにお願いいたします。会議の進行に支障を来す行為があった場合には、傍聴をお断りしたり退室をお願いする場合がありますのであらかじめご了承ください。

報道関係の方のカメラ撮りはこれまでとさせていただきます。

それでは、議事に移ります前に、4月の人事異動で近畿地方整備局の方に異動が生じてございますので、ご挨拶をさせていただきます。

なお、水資源機構関西支社が、この4月より水資源機構関西・吉野川支社と組織名称が

変更となっておりますので、併せてお知らせ致します。

それでは、広域水管理官の野口の方から。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 広域水管理官 野口）

4月で広域水管理官で参りました野口です。よろしくお願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 事務所長 梅田）

淀川河川事務所の梅田でございます。よろしくお願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山下）

猪名川河川事務所の山下でございます。どうぞよろしくお願い致します。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所 事務所長 河南）

淀川ダム統合管理事務所の河南でございます。どうぞよろしくお願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 事務所長 森田）

淀川ダム統管から木津川上流河川事務所に異動になりました森田です。どうぞよろしくお願い致します。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 矢野）

琵琶湖河川事務所の山口所長も本日出席ですが、ちょっと遅れておりますので、また改めてということにさせていただきます。

それでは、議事の方に移らせて頂きたいと思います。中川委員長よろしくお願いします。

○中川委員長

皆さん、こんにちは。お忙しいところを御苦勞さんでございます。いつものことですが、2時間の中で大変たくさん議論をして頂く必要がございます。時間を有効に使いたいと思いますので、私の挨拶はこれぐらいにして議事を進めさせていただきます。よろしくお願いします。

## 2. 議事

### 1) 淀川水系河川整備計画に基づく事業等の進捗点検結果について

・人と川とのつながり（猪名川）

○中川委員長

それでは、議事の1) 淀川水系河川整備計画に基づく事業等の進捗点検結果についてということで、まず、「人と川とのつながり（猪名川）」、事務局から説明をお願い致します。

ます。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山下）

猪名川河川事務所の山下でございます。恐縮ですが、座って説明させていただきます。失礼致します。

では、お手元に配っておりますパワーポイントの【人と川とのつながり（猪名川）】をご覧くださいませでしょうか。開いて頂きまして、1ページ目でございます。全体の点検項目、19項目でございます。右の方に赤字で「有り」と書いてございますところは、今回進捗部分があるものでございます。その下に【第2回で説明済み】と書いてございますのは、前回の桂川のとおりと同じ報告でございますので、本日、時間の兼ね合いもでございますので簡単に説明したいと思います。その他に、（利用と重複）ですとか（治水と重複）と書いてございますのも、他の分野と報告が重複している部分でございますので、その部分も、時間が短うございますので割愛させながらご報告したいと思います。

それでは、本文でございますが、2ページ目を開いて頂きまして、まず、「住民参加推進プログラム」の検討内容の指標でございます。この絵にあるとおり、河川レンジャー等の活用を踏まえながら、少年野球チームですとかそういった地域の方々に対して、外来植物の説明ですとかその除去活動の実践などを平成25年には行って参りました。その他にも、水質一斉調査ですとか猪名川水環境パネル展ですとか、そういったものを踏まえながら平成25年は実施してございます。ちなみに、この河川レンジャーによる外来植物の説明は、少年野球チームの40名程度が参加しているところでございます。下の表の点検結果につきましては、この書きぶりにつきましては、前回の桂川と同じ書きぶりですので、省略させていただきます。

続きまして、3ページ目でございます。「指標」の河川愛護活動等の実施内容・回数でございます。こちらは、猪名川では「猪名川クリーン作戦」というのを毎年度実施してございます。25年度は第11回目を迎えて、流域24カ所で清掃活動を行って頂いております。参加人数は1,100人を超えて、水辺周辺のゴミ回収等を行って頂きながら、交流する皆様の中でいろんな情報交換などを行って頂きました。参考までに4ページ目、その24カ所の位置図を付けさせて頂きました。上流の方から下流の尼崎市の周辺まで広く分布して、活動に協力して頂いたところでございます。

続きまして、6ページ目でございます。河川レンジャー選任システムと在籍人数でございます。25年、猪名川河川事務所では河川レンジャー4名ということになってございます。

また、河川レンジャーのみならず、お手伝いをするということで河川レンジャー協力員という制度も作っております、それが3名の、4名と3名の態勢で実施してございます。河川レンジャーの活動につきましては、運営検討委員会というのを他の事務所同様に立ち上げておまして、その中でレンジャーの活動ですとか今後の役割分担ですとか、そういったところを有識者の先生も交えながら検討・議論しているところでございます。また、レンジャーの認定につきましては、猪名川河川事務所で講習会を行って、その後に適性を確認した上で任命を行っているところでございます。最近またなかなかレンジャーが、今後の数等にも課題がございますので、流域の自治体様に対してレンジャーの候補者の推薦等を要請して、レンジャーの人数を増やすような努力をしているところでございます。

続きまして、8ページ目に参ります。「指標」の河川レンジャーと住民・住民団体との交流内容・回数でございます。こちら、河川レンジャーの活動を通して、回数でいきますとグラフにあるとおり約7回、人数で言うと1万4,000人ほどの参加を頂いて、これまで延べ2万7,000人の方に地域の川の魅力を伝えて頂いたところでございます。写真にありますとおり、「水辺まつり」、いわゆる周辺のお祭りの中でテントを作って、いろんな模型を並べながら手で触れてもらったりする活動ですとか、あとは環境学習とか水辺の水質一斉調査など、そういったところで河川レンジャー様にいろいろ活動して頂いているところでございます。

続きまして、10ページ目でございます。「指標」の環境教育等の実施内容・回数でございます。こちら写真にありますとおり、水生生物調査や水質一斉調査、あと出前講座、こういったツールを活用しながら、地域の子どもたちですとか住民ですとか、いろんな活動団体様に参加して頂いております。例えば、水生生物調査などでは264人の子どもたちに、直接川に触れてもらうような機会を作ったり、水質一斉調査ではパックテストなどを行って水の状況を、こういう検査をしながら、プラスそのにおいを嗅いだりしながら、水質がどうなっているのかなというのを体験してもらうような、そういった機会を創造してございます。一庫ダムの方、右の方ですございますけど、一庫ダムでも堤体内を社会科見学として見るというようなものもやってございます。

続きまして、12ページ目でございますが、こちら、桂川と内容が重複してございます。ちなみにですが、猪名川では、情報開示の状況としては全体の467件のうち28件となっております。

13ページも同じでございます。猪名川では、約900万アクセスのうち1万6,000件とな

っております。

続きまして、14ページ目でございます。こちら猪名川としては62件、全体三百余件ある中で62件となっております。

15ページ目も内容が同じですので省略させていただきます。

続きまして、16ページ目でございます。「指標」住民、住民団体との交流内容・回数でございます。こちらは猪名川の漁協の連合会等に対しまして、いわゆる簡易魚道の視察ですとか、それに伴う河川の連続性の確保ですとか、そういったものについて皆様と意見交換を実施させていただきました。この写真にあるとおりでございますけれども、参加者の皆様からは、アユの産卵床に適した河床の形状等についての意見を頂いたところでございます。一庫ダムにつきましても、多数の管理者、水道事業者様ですとか自治会、利水者様、いろんな方を招いてこういった見学会を実施しているところでございます。

続きまして、18ページ目でございます。小径の整備内容と延長でございます。整備状況につきましてはグラフのとおりでございます。猪名川につきましても、まだ残延長がございますけれども、平成25年度では整備実績はございませんでした。

19ページ目でございます。19ページ目はバリアフリー等の施設でございます。要望等に基づき施設整備をするということで進めておりますが、猪名川では要望がまだなかなか出てきていないということで、進捗はなしでございます。

続きまして、20ページ目でございます。「指標」として、まるごとまちごとハザードマップ、浸水実績及び想定表示看板設置内容等でございます。絵にありますとおり、猪名川沿川の各市町村様と協働で要望ですとか意見を聞きながら、どこに設置しましょうかということで進めてございます。過去の分も含めて47件ほど、右の写真のようなものを設置してございますけれども、平成25年度では新たに10件ほど整備してございます。引き続き、これは25年度以降も続けて参りたいと考えてございます。

続きまして、23ページ目でございます。マスメディア等との情報共有化のための情報伝達でございます。こちら、パワーポイントの下側でございますけれども、猪名川河川事務所では各自治体と光ファイバーケーブル等を結んで、河川に関する情報を市町村に速やかに伝達できるように整備に取り組んでございまして、25年度は豊中市役所様に対して光ケーブルを接続するという取り組みを行ってございます。その他、地域のケーブルテレビ等とも協定を結んで情報共有にいそむようになっているところでございます。

続きまして、24ページ目でございます。協議会の設置等でございます。沿川の10市町村、

あと水機構さんと我々を含めて、流域総合治水対策協議会というものを設置しております、こちらも毎年度開催してございます。先ほどのまるごとまちごとハザードマップの設置箇所などの協議等を、この会議の中で進めているところでございます。

続きまして、25ページ目、水源地ビジョン策定とその後の活動内容・回数。一庫ダムでございますが、ダム湖に流入した木材を利用して子どもたちにこれをペインティングして頂いて、廃棄物の有効利用ですとかゴミ減量の意識向上ということで、有名な絵の先生を呼んでこういった会を開いて、子どもたちと交流を図っているところでございます。

委員長、「河川環境」も一緒に説明した方がよろしいですか。それとも、ここで区切った方がよろしいでしょうか。

○中川委員長

そうですね。一緒にやってもらいましょうか。関係も深い訳ですしね。

#### ・河川環境（猪名川）

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山下）

はい。それでは失礼して、次のパワーポイントでございます。こちらもページを開いて1ページ目の項目1から36項目までありますけども、赤字で書いたところを主に説明させて頂きたいと思っております。

めくって頂きまして、3ページ目でございます。外来種の現状把握と対策必要箇所の選定内容でございます。猪名川では5年に1回、淀川水系全体の調査周期と一緒に調査をしておりますけれども、平成24年度の調査のうちでは5種類の外来種が確認されていまして、右の写真にありますとおり、オオクチバス・ブルーギル・カダヤシ等、その他はタウナギですとかタイワンドジョウなどが確認されているところでございます。

続きまして、4ページ目でございます。「指標」としましては、外来種の駆除対策・予防的措置の実施内容・駆除数量でございますが、猪名川河川事務所では、右にある絵のとおり平成25年に外来植物対策マニュアルという冊子を作っております。これで、例えばアレチウリですとかそういったものの駆除方法について分かり易いようなものを作って、啓発活動をさせて頂いております。外来種対策につきましては下のグラフにあるとおり、アレチウリでございますと25年では1万2,000㎡ほど駆除を行っているところでございます。

続きまして、5ページ目でございます。一庫ダムにつきましても、ダム貯水位の低下操作をする際に、外来魚の駆除などを実施しているところでございます。

続きまして、6ページ目でございます。外来種問題の啓発内容・啓発活動参加者数ということで、25年度、猪名川河川事務所では兵庫県尼崎市の椎堂地先というところで、その地域の住民の方々、約10団体の18名ほどでございますが、外来種対策についての勉強会、駆除の方法ですとか草木の繁茂の状況ですとか、処分の方法について勉強会を開催させて頂いております。グラフにあるとおり、開催数等はこの状況でございますけれども、割と経年的にずっと啓発活動はしておりますので、去年は1回、25年度は1回ということになってございます。すいません、データは7ページ目です。猪名川のデータは7ページ目の最初の部分でございますけれども、これが過去の開催経緯でございます。

続きまして、9ページ目でございます。河川景観を損ねている不法工作物等のゴミ対策、不法投棄防止対策でございます。絵のとおりでございますが、不法投棄につきましては警告看板の設置やパトロールを実施しております、今後も引き続き対策を進めていきたいと考えてございます。25年は台風による出水がございましたので、ゴミの量としましては227m<sup>3</sup>ございました。そのうち不法投棄としては54m<sup>3</sup>ほどございました。

続きまして、11ページ目でございます。「指標」として、干潟・ヨシ原の保全・再生内容・面積でございます。猪名川の中流域の北伊丹地区の礫河原再生地がございまして、ここでモニタリングを実施してございます。調査の結果、流出・堆積を繰り返しながら礫河原が維持されているというふうに考えられております。表が過去22年から25年度までの礫河原の面積の推移でございます。面積が増えたり減ったり、また増えたりと、動的に安定しているのかなというふうに考えてございます。

続きまして、12ページ目でございます。「指標」としましては、既設の堰・落差工の改良内容・魚道設置数でございます。たくさん絵が付いてございますけれども、真ん中のところに猪名川の横断工作物の設置状況ということで、幾つか堰がありまして、そこで魚の遡上、魚類の遡上阻害となっていると考えておりますが、簡易魚道等を年々増やしております、25年度は、中流域の久代北台井堰というところや上流部の余野川合流点の落差工というところで簡易魚道を設置しまして、その後、魚道設置後の遡上状況等を確認させて頂いております。右のグラフにあるとおり、幾つかの堰で遡上状況を確認しておりますが、種類は増えているという状況でございます。

続きまして、14ページ目をお願い致します。既設ダムにおける弾力的運用等の検討内容



ということで、一庫ダムでは平成14年からフラッシュ放流を実施しておりまして、25年度も最大放流量12.5m<sup>3</sup>/sによる土砂還元を実施しております。グラフは一庫ダム下流のオイカワの個体数となっております。

続きまして、15ページ目でございます。流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保内容。猪名川の状況はグラフの右の上の円グラフでございますが、25年度は86%で正常流量となっております。

続きまして、16ページ目でございます。水質総量規制の実施体制の検討内容でございます。21年から、猪名川では河川管理者、沿川の自治体様、住民団体と連携しまして、猪名川分科会というのを設置してございます。これは、神崎川水質汚濁対策連絡協議会という水濁協の中に分科会を開いて設置してございます。この中で、水質管理の方向としていろんな活動、水質調査ですとか、あとは右のマップのようなものを作ったりなど、さまざまな活動をしているところでございます。25年度はこういった協議会を2回開催したところでございます。

続きまして、17ページ目でございます。河川の水質保全対策の取り組み内容ということで、先ほどの猪名川分科会の活動の一つでございますが、写真のような交流会を開いています。これは、大きいんですけど、紙芝居と銘打っているいろんな猪名川の原風景ですとか河川の状況ですとか、そういったものを紹介しているものでございます。その他に、子どもたちを対象にしたクイズですとか、子どもたちが参加した猪名川の活動状況の報告会ですとか、そういったものを交流会の中で行っております。この場所は川西市のアステホールというところで秋に行っているところでございます。あと、右の絵ですけども、ちょっと上に「AEON」と書いてありますけども、伊丹市のイオンのところの一部を借りまして、そこでこういったパネル展示を実施していたところでございます。

続きまして、19ページ目でございます。ダム貯水池の水質保全対策の取り組み内容・対策実施数ということで、25年度、一庫ダムでは曝気装置を用いて運用をしているというところでございます。

続きまして、20ページ目。河床変動等の土砂動態のモニタリング、総合土砂管理方策の検討内容でございますが、一庫ダムの堆砂につきましては上のグラフのとおり、25年度末で堆砂率が約36%となっているという状況でございます。

続きまして、21ページ目でございます。河川環境のモニタリングの実施内容でございます。猪名川河川事務所が発注しておりますほぼ全ての工事でございますけど、14件ほどご

ございますけれども、それにつきましては、工事の前に河川環境の整備と保全に資するため、ご指導頂くために「猪名川自然環境委員会」というのを、有識者の先生に参加頂いて開いてございます。その中で、どういった工法をするべきかとか、いろんな意見を頂きながら工事を進めております。例えばの話でございますが、植生の早期回復を促すためにヨシやオギ等の根茎の混ざった表土の埋め戻しなどを、写真のとおり実施するなどしているところでございます。

続きまして、23ページ目でございます。生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容でございます。先ほどの委員会のご指導・ご助言を頂きまして、これも一つの例でございますが、河道掘削工事の中に、掘削後の地形の形状を凸凹のある形状のままにすると。バックホウですとかブルドーザーの爪でガアーッとやりますけれども、その後、整地をしないで凸凹を残したままにしたり、高さを60日冠水位とするなど、こういったことで植生の早期回復や再生を促すような対策・工法を選んで実施しているところでございます。

続きまして、25ページ目でございます。河川管理者以外の者が管理する施設に対する働き掛けの実施内容でございます。保全利用委員会を毎年度開いております。この中で、公園等の占用施設の新設ですとか更新許可に当たっては、この委員会のご意見を頂きながら議論を進めているところでございます。25年度につきましては、川西市さんの方が生物多様性戦略というのを今、計画をしております。まだ、27年度では今パブリックコメントをしております、策定には至っておりませんが、こういった戦略を25年度からいろいろ検討しております、そういった考え方に基づいた公園の整備とか環境のあり方というのを、いろいろご助言頂いているところでございます。

簡単でございますが、ここまでで環境までの報告とさせて頂きたいと思っております。

○中川委員長

山下所長、どうもありがとうございました。

まず「人と川とのつながり」、それからもう一つ、「河川環境」の説明をして頂いた訳でございますが、順番どおり行きましようかね。

それでは、まず「人と川とのつながり」についてご説明を受けましたけれども、何かご説明につきましてご意見とかコメントございますか。

竹門委員、どうぞ。

○竹門委員

竹門です。4つほど質問と意見を述べさせていただきます。

最初が4ページのクリーン作戦なんですけども、ここで、人数はつまびらかになっているんですけども、ゴミの処理量ですね。これは、先ほどの環境の方のページでいきますと、10ページにゴミ処理総量が1万8,990m<sup>3</sup>という数字がある訳なんですけども、これが住民の愛護活動の中でどのぐらいの貢献度があるのかということも示して頂くといいかなというのが1点目ですね。これはただの、どのぐらいであるかという質問です。

それから2点目は、6ページのレンジャーの活動の中で、選任の仕方だとかあるいはレンジャーの現状、課題、今後のあり方について討議を行ったということで、できればどんな課題がここで出てきたのかということも記載して頂けると、今後生きてきていいんじゃないかということで。これはもう分かる範囲で結構ですけども、議論の中でどんな課題が出てきたのかというのを教えて頂ければありがたいということですね。

それから、3番目が10ページでございます。水生生物あるいは水質の、これはパケットですから精密性には欠けるとは思うんですが、あるいは水生生物の調査につきましても、専門家によるものではございませんから当然非常にラフなものではある訳ですが、私がふだん関わっている流域においては、こういった市民参加の調査結果についてもモニタリングのデータとして位置付けて結果を残していつているケースがございまして、それは下手に専門家が調べて「こうだった」と言うよりも、皆さんが実感してる結果ですので過去からの変化が見えまして、参加している方は非常に喜ぶ訳です。そういう意味では、こういった調査の結果についても評価の対象としてストックしていくと、環境との連携がより明確になるのではないですかという、これは意見でございます。

それから、最後が16ページの猪名川漁協4組合との意見交換。ここで最後に「アユの産卵床に適した河床の形状等について意見を頂いた。」と書いてある訳なんですけども、これについてどんな意見が出たのかですね。それは環境の方とも関わりがございまして、ついでに申し上げておきますと、環境の方の14ページで、「地形変化を促すための検討状況」の中で、ここにはフラッシュ放流による土砂還元等が記されてる訳なんですけども、これに対してアユの産卵床の形状をこうして欲しいという意見が出たとすると、それがどうつながるかですね。これについて検討して頂ければと思ひまして。まずは、どんな意見が出たのかという質問です。

○中川委員長

はい、ありがとうございました。それでは、4つの質問を順番に行きましょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山下）

まず、クリーン作戦のゴミの処理量と全体の話でございますけども、皆さんに集めて頂くゴミの処理が多分ここには含まれていないと思いますので。

○竹門委員

ああ、含まれていない。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山下）

数字は事務所にあると思いますので、それはまた報告させて頂く機会を持たせて頂ければというふうに思います。

○竹門委員

これも結局、「昨年度、何人参加しました」というだけじゃなくて、「これだけ除去できましたよ」ということが分かれば参加者にとっても励みになりますし、それから、河川管理の立場からすれば、この1万8,000に対してどのぐらい貢献しているのかも分かった方がいいかなと思ってます。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山下）

先生のおっしゃるとおりでございますので、そこは、参加者が自分が取ったゴミが毎年どのぐらい増えたり減ったり、何があって増えたのか減ったのかというのが分かるような、そんな意識を醸成できるようなことも考えて、そういった数値も参加者に還元できるようにするような活動をしていきたいというふうに思います。

2つ目でございます。河川レンジャーの検討会の中の検討項目というところでございますけども、こちらにつきましては、今、河川レンジャーの活動について、河川レンジャーの方々からこういう計画をやりたいという話を頂いて、それについて先生方あるいは自治体の方から、いろんな支援をできるならしますし、いろんな機会というか場というんですかね、そういう活動の場というのを提供できればできますよという話があるかとは思いますが、その中で、特に課題という訳ではないんですけども、河川レンジャーは高齢化を迎えてございまして、言葉で言うとあれですけど、体力的といいますか、そういったところで今後のところに課題があるというような話は聞いてございます。それで、先ほど説明したとおり、河川レンジャーの公募制もなるべく推進頂けるように沿川の自治体等には協力頂きながら、後継者という訳ではないんですけども、広がりを持って河川レンジャーの活動を少し支援したいなというふうに考えてございます。

○中川委員長

今のお話は、例えば何か会議をやったときの議事録とか何かにはちゃんと載ってて、どういう課題があるかというところもきちっと記載されていると、こう理解していいですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山下）

議事録はあるはずでございますので。

続きまして、3点目のものがございます。先生からご意見として頂いた、水生生物調査ですとか水質一斉調査のデータを残すという観点でございます。こちらも例年継続的にやっているものがございますので、データ等は事務所できちんと取っていると思いますので、そこはまた翌年に参加した新しい人に、去年はこうだったよ、今年はこうだけど、その原因は何かなみたいな、そういった啓発をできるようにデータを活用して、その場で提供できるようにさせて頂きたいというふうに少し考えてございます。

最後のご質問でございました漁協さんからの意見でございますけれども、アユに関してですけれども、頂いた意見というのは、一般的にアユが産卵床として尾びれで砂を掛けると思いますが、そういった河床材料としてどういうのが必要なのかというような意見を頂いております。

○中川委員長

4点、よろしいでしょうか。

○竹門委員

そうすると、これは「環境」の方で、ここに戻るとすると、そういった要望に応えられるような土砂還元ができていくかどうかというところにつながると思いますので、それは後ほど。

○中川委員長

そうですね。他、ございますでしょうか。・・・はい、堀野先生、どうぞ。

○堀野委員

単純な興味というのもあるので教えて欲しいんですが、8ページの「河川レンジャーの進捗状況」。ちょっと用語がよく分からんで分かりづらいところもあるんですけど、こういうところでやられてる水質の一斉調査ですね。写真を見ても、大体子どもさんの啓発・啓蒙を兼ねてやられてると思うんですが、こういったものと、その次で挙げられてる「子どもたちの関わりを促進する取り組みの実施状況」で、やっぱり水質一斉調査をされてますね。これは全く独立としてカウントされてるのか、被っているところがあるのか。まあ、水生生物の調査も同じなんですけど。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山下）

写真はちょっと違いますけども、同じ活動として、両方で同じところを説明させて頂いています。被っているというところですよ。

○堀野委員

分かりました。

もう一つは、10ページの方に書かれてる中身で、例えば水質のところ「調査前はきれいではないイメージが、調査後には“きれい”に変化した。」というのはなぜか、もしお分かりになれば。これはどういう意味なのかがよく分からないところがあって。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山下）

都市河川ということもあったり、公表されているデータではBODとかCODが良くないとか、報道では猪名川はあんまりきれいじゃないというようなものが出ておりますけども、実際にこういった水辺で、水の色ですとかにおいですとか、こういったテストをして比較してみると、猪名川は実はもっときれいな水質のいい河川なんだということが見て取れたのではないかなというふうな思いで、こう書かせて頂いています。

○堀野委員

別に、これはあえていちゃもんを付けるという意図ではないんですけど、その辺がよく分からないんですよ。何に比べて汚いと思ってたのがきれいだったとか。例えば数値を子どもに見せたとしても、分からないですよ。この辺がちょっと、こういう曖昧さが僕としては少し気になるという。何か明確な定量性でもあれば、より記述の理解が進むんじゃないかなとは思っています。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山下）

我々河川管理者としては、水質が改善される、実際川はきれいなんだよということを啓発したくてやっているという部分もございまして、ちょっとこういう書き方になっているところもあるかもしれませんが、先生のご指摘のとおり、表現ぶりにつきましてはもう少し実施した内容についての的確に書けるように、かつ、きれいになったということを目標にするならば、そういった指標も考えながらやっていきたいというふうに思います。

○中川委員長

これはパックテストだから、結局、きれい、汚れてると、いろいろ色の変化によって対応する訳ですよ。恐らく、その場所での水質が。もっと汚いと思ってたものが、測ってみると、そのパックテストの色のあれを見たら、実際はそんなに汚くはないという結果が

出て、「ああ、汚くないんだ」というイメージに変わったという、そういうことを書いてあるんですかね。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山下）

委員長のおっしゃるとおりでございます。

○堀野委員

例えば、先ほど竹門委員が言われたように、同じ場所かどうかはちょっと分からないですけど、過去のデータを多分取られているはずなんで、そういうのを並べていって、「ああ、だんだんきれいになっていってるな」とか「最近は落ち付いてるな」とか、逆に「汚くなってるな」とか、そういうような定量性のものがあると、相対的でいいんですけれども、非常に読み手も分かり易いし、一番は、やられてる子どもたちが理解し易いんじゃないかと。そういう工夫があるといいかなと。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山下）

おっしゃるとおりだと思いますので、先ほどの意見のとおり、ちょっと過去のデータなども示しながら、こういった子どもたちの体験学習には使っていきたいというふうに思います。

○中川委員長

これは結局、体験学習をさせるとかしてもらおうということも大事なんだけど、やはりこういうことをやって出てきたデータをどう見ていくかということも大事だし、こういうことをやってる意味も理解してもらおうということももちろん大事ですよ。ただイベントとして何かやったというだけじゃなくてね。そういうデータの残し方というか、結果的にはそういうまとめ方ができればいいですよ。

○竹門委員

そうですね。

○中川委員長

じゃ、よろしく願い致します。要求していることは結構大変なことばかりなんだけど、頑張ってもらいたと思います。めんどいことをやるということは、逆に使えるデータが残ることやと思うんですよ。イベントをやって、別に中身はどうでも良かったというんじゃないかとね。大変な取り組みだと思いますけども、頑張ってもらえばいいかと思えます。

他、いかがでしょうか。大石先生、いかがですか。

○大石委員

「環境」の方でよろしいでしょうか。

○中川委員長

いや、ちょっと待って。

○大石委員

じゃ、今のきれい・汚いの水質一斉調査のことなんですけれども、今議論されていたところは、恐らくアンケート調査などをされて、水質調査前には、アンケートには「猪名川は汚い」と書いてあったと。それが水質調査後には、BODなどがある基準値を超えてなければ割合きれいなんだよという教育のおかげで、意識が「きれい」に変化したと。そういうことであるかというふうに理解しているんですけれども、その他にもそのアンケートの中で記述があったかと思うんですが、それらについても、全部を出すというのは大変なことだとは思いますが、出して頂くと、特にここは、水質調査や生物調査そのものが重要というよりは、人がそれに関わってどのように意識を醸成してるかというあたりが重要だと思うので、その辺の意識変化とかポイントだとかということをお願いできればなと思いました。

○中川委員長

いかがでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山下）

先生のご指摘のとおり、体験した中身でどういうふうに意識が変わったとか、過去何回も参加しているお子様もいると思いますので、「去年とはどう変わって、それが何が原因だったのかな」と考える機会を育むということにもなると思いますので、そういったデータはうまく活用しながら、蓄積しながら次回へ活用できるデータ集みたいなものを整備できればというふうに思います。

○中川委員長

よろしく申し上げます。

私もちょっと1点か2点、お願いなんですけれども、ちょっと4ページを見てくださいね。4ページのこのクリーン作戦実施場所。先ほどの竹門先生の意見とも関係するんですけども、こういうところでそれぞれどれぐらいゴミが集まったのかなというのが出てくれば、流域で経年的にどういうふうにかきれいになっていってるのか、全然変わらないねとかいうのも分かりますよね。何かこういう分布ができればいいですね。ただ単に量じゃなくてね。ぜ



ひそういうのも、ちょっとまた大変なことになりますけど、お願いしたいと思います。

それから、8ページね。8ページの左側に「延べ約2.7万人の人々に猪名川の魅力等を伝えてきた。」という、この「延べ約2.7万人」というのは、どこから分かる話なんですかね。何か見たら分かるんですかね。何かグラフが出てるので、どう見るのかなというのを知りたかったんだけど、これとは関係なくですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山下）

ちょっとグラフが見にくくて大変恐縮です。青い折れ線グラフの部分を累積しますと、2.7万人。棒グラフと読み間違えてしまう可能性があるかと。

○中川委員長

そうなんです。折れ線グラフの方を足せば2.7万人になると。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山下）

折れ線グラフが人数の方に、棒グラフは左側の実施回数の方になります。すいません。恐れ入ります。

○中川委員長

ああ、そうか。誤解してました。ありがとうございました。

それじゃ、時間も大分押してますので、「環境」の方もお願いしたいと思います。先ほど大石先生の方から「環境」の話がありましたね。続けてください。

○大石委員

ありがとうございます。私がお伺いしたかったのは15ページのところです。ご説明の中では、15ページの「小戸地点日流量の状況」ということで説明頂いて、概ね適当だということをおっしゃったかというふうに思うんですが、水色で表されている「平均濁水流量1.04m<sup>3</sup>/s未満」というのが平成25年で6%、16年から25年全体の10年間で16%あるというのは、いわゆる濁水流量の定義を大きく超えているというふうに理解したところで、正常流量のところはそうなんですけども、濁水流量について見れば随分濁水傾向にあるのではないかなということも思った次第なんです。まずは、この考え方でよろしいでしょうかと、理解の仕方でよろしいでしょうかということをお伺いできますでしょうか。

○中川委員長

事務局どうでしょう。分かりましたですか、今のご質問の意図。・・・分かってないようなんで、もう一度ちょっと分かり易く。

○大石委員

渇水流量の定義は、基本的には年間355日はその流量を下回らない程度の流量ということになっているかと思います。それに対して、355日を下回らないということは、それ未満である日数はおおよそ10日程度であって、それは約3%程度になるというのが私の計算ですが、ここでは6%、16%と随分大きい値になっているというのは、いわゆる渇水傾向にあるのではないかなということなんですけれども、いかがでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川環境課 課長 今須）

ちょっと詳しくデータを見ていないので断言はできないんですけども、猪名川の場合ですと上流地点に一庫ダムとかダム湖がありますので、通常、必要な量だけしか水を流してませんが、それプラス環境上いい流量を足して流していますので、設定している正常流量よりも、特段環境上も水利用上も支障はないんですけども、少ない場合があるということで、こういうふうに黄色とか青が出てきてるんじゃないかなと。ちょっと詳しくデータを見ていないので分かりませんが、だと思われま。

○大石委員

そのあたりもう少しデータを見て頂いて、状況を適切に判断頂いてご説明頂ければなというふうに思います。

○中川委員長

ちなみに、淀川本川の方はどうなんですかね、渇水流量とか。それと比較して、やっぱり猪名川は渇水流量のパーセンテージがかなり高いのかどうかなんかも見てみたら。淀川のこれは3%になってますよね、平成25年度。

○大石委員

ええ。

○中川委員長

まあ、渇水年もあるから16から25というのは9%、ちょっと増えてますけど。それにしてもやっぱりちょっと大きいのかなという気は確かにしますよね。

○大石委員

ええ、そうですね。平均して10%を超えてるとするのはちょっと大きいような気がしました。

○中川委員長

その原因が何かというふうに、そう考えたらいい、そういうことですね。

○大石委員

はい、そうですね。

○中川委員長

ちょっと教えて頂ければと。

他、いかがでしょうか。・・・大野先生、どうぞ。

○大野委員

10ページの、これはまたゴミの話で恐縮なんですけど、左側のグラフを見ると、平成25年度がとてもゴミが多くなっていますが、これは台風の影響だということでしたよね。ただ、平成25年度にCCTVを26台設置したんですが、このゴミが台風のゴミと一般生活のゴミと一緒にあってると思うんで、それだと効果が見えにくい、分かりづらいなと感じました。それで、ゴミの内訳を提示して頂ければ、もっと明確な対策等を考えられるんじゃないかなという提案です。

○中川委員長

いかがでしょうか、事務局。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山下）

このデータは淀川流域全体の数字でございます。それで、CCTVも全淀川流域のものでございます。今、データ上は・・・結果から申しますと、CCTVの設置効果とゴミの不法投棄の効果というのを、全体ボリュームではなかなか判断し辛くて、CCTVを付けたところは見られるので、捨てた人が分かれば指導、現地で見付けば指導等ができるということで、そこは改善が進む可能性はあるんですけども、その替わり別のところでまた不法投棄をやってしまう可能性もあって。このデータの較正化はなかなか、先生のご指摘の部分の効果を推定というんですか、効果を推定するのはなかなか難しいところはあると思うんですけども、ゴミの削減に努力しておりますので、ちょっと一時考えさせてもらって、CCTVの効果の把握の定量的な方法というんですかね、そこはちょっと検討させて頂けたらなというふうに思います。データの中を区分するのは、ちょっと今はできてないと思います。

○中川委員長

何か人の目を描いた看板、「ただいま監視中」というのが結構増えましたよね。最近ね。宇治川でもよく見るんですけども、いつとき効果はあるみたいなんだけど、やっぱりちょっと時間が経つとだめですね。効果的な方法があればいいんですけども。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山下）

今、町中、そこらじゅうモニター監視されているので、住民の方はそういう報道も聞いているので、どこで撮られているかというのは意識があるとは思いますが、不法投棄されている方はそれをもってしてもなお捨てに行くところもあると思うので、そこが抑止力になっているかというのは、きちんと評価していかなければいけないのかなというふうに思っています。

○竹門委員

今の点で。不法投棄については、直接パトロールによって摘発するのが効果的だと思うんですが、そういった例というのはないんですか。要するに、実際にその不法投棄の現場を押さえられて、それが摘発されたというような例というのはないんでしょうかね。

○中川委員長

いかがでしょう。・・・私、1件だけ知ってるんですけどね。というのは、うちの大学の前に捨てた人が、逮捕とまではいきませんが、指導を受けたというのがありまして。恐らく警察か国交省の監視の方か、ちょっとよく分からないんですけど、見付けて、「届け出てください。」と言われたんですよ。届け出ないとだめなんですね、あれ。何でそんなことを言ったかという、誰の所有物かというのを特定できるものがあるから訴えてくださいと。それで捕まりまして、「本当にすいませんでした。」というふうにして、謝ってましたけどね。私、そういうふうな経験ありますね。

○竹門委員

なぜそういう質問をしたかという、今、鴨川の上流域で不法投棄が大きな問題になってまして、府民会議でそれに対する対策を議論した結果、警察の協力でパトロールの回数を増やして強化するというのと、あと河川管理者もパトロールを増やして強化する。その際に、警察に直接連絡をして自主的なパトロールを行うということが確認されましたので、そういった実質効果のあるようなことをするということが大事だなと。

○中川委員長

そうですね。夜中やるとか不定期にやるとか、ライトを消してじっと待ってるとかですね。ちょっといけずですけども、そういうようなことでもして、やっぱりこういうことをしたらだめなんだ、捕まるんだなど、悪いことなんだなど。見せしめと言ったら悪いですけども、そういう効果のあるやり方をやって欲しいなと思いますね。さっき訴えると言ったのは、あれは届けて欲しいと言われたということです。訴えるんじゃないですよ。「警察に届け出て欲しい。」と言われました。すいません。

私の方でちょっと一つ気になっているのがあって、4ページで、植物の外来種対策マニュアルというのを作られて結構かなと思うんですけど、結局、こういうところはこうしますと、当然方針も書かれてる訳ですよ。動物の方は、こういうのを作ってないんですか。先ほどだと、一庫ダムでは袋網で確保したというようなことでやっておられるんですけども、河川はやっていないのかどうかとか、ちょっと教えて頂けませんでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山下）

猪名川では、動物のものはまだ作ってはいないです。アレチウリ等の繁茂が非常に多いということで、協力して頂く住民の方々に向けてまずはこういったマニュアルを作らないとなかなかうまくできないよということもあって、まずこれを先に25年に作成させて頂いたということでございます。引き続き、外来生物の状況を見ながら、他のものも検討していこうというふうに思っております。

○竹門委員

それにつきましては、4漁協がこの川の管理に関わっていると思うんですけども、外来魚駆除については水産庁の方から助成制度がございまして、多くの漁協がそれをほとんど義務化してやらないといけない状況になってますので、必ず何らかの活動はしてると思うんですよ。したがって、そういった情報を漁協、漁協じゃなくても、県の水産課の方に聞けば集計された数字が頂けますので、せっかく魚連とも連携してされてますんで、そういう情報も頂いたら、ここにも、その年にどのぐらい外来魚が駆除されたかという数字は書けると思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山下）

ありがとうございます。早速後ほど確認させて頂きたいと思います。

○大石委員

関連で。外来魚及び、特に外来植物のことなんですけれども、猪名川の場合には小戸井堰よりも上流は兵庫県管理河川というふうになっているかと思うんですけれども、あるいは直轄の中でも一部分は大阪府の管理になっていたかと思うんですが、そういったところとの連携についても記述を頂きたいなと思っております。特に植物については、1カ所で駆除をすると、実は別の場所で繁茂するみたいなことがあったりするようなので、そのあたりを連携を取って戦術的にされるということをお願いしたいと思っております。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山下）

猪名川の上流域にはご指摘のとおり兵庫県の管理区間もございまして、下流域は大阪府、

神崎川の方は大阪府さんが管理してございますので、そこは連携を図ってやっているところもございますので、そこは今後こういったところにきちんと記載させて頂きたいというふうに思います。

○中川委員長

ぜひ、「外来種の駆除効果についての科学的検証内容」は現在進捗なしだけでも、こういうところを書けるような準備を着々と進めていってください。よろしくお願いします。

竹門先生、先ほどアユの産卵床のこととダムからの土砂の還元の話の関わりがあるということでおっしゃってましたよね。ご説明頂けますか。

○竹門委員

ええ。2つだけございまして、まず今のとの関連で、外来植物の駆除についてもレンジャーあるいは市民参加でされた量というのが、この1万2,000㎡に入っていないということですかね。だとすれば、先ほどのゴミの方の話と同じで、外来植物に対する駆除努力というもの、どんな貢献をされてるかという形で示されるといいと思います。

○中川委員長

これは入ってないんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山下）

これは掘削工事に合わせて実施したものなので、入っていないと思います。

○竹門委員

それから、先ほどのアユの方の話につきましては、掘削土あるいは土砂還元等の事業でどういう土砂を入れて、どこがアユの産卵床として活用できるようになったかというような、そういう観点で漁協の方は期待して見られてると思うんですよね。そこの関係性というのは見られてるかどうかという質問です。

○中川委員長

いかがでしょうか。どうぞ。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山下）

12ページのところのデータで、今ご提示させて頂いているデータは種類全部を載せておりますけども、個別にアユですとか、ページの中ほどに書かせて頂いていますけど、ウキゴリとかモクズガニ等の生息数、遡上数をモニタリング調査してございます。実際アユ等の遡上が増えているところもございしますが、経年では変化していない堰の部分もございしますので、そこは簡易魚道ですとか河床の状況でどこまでリンクして増えているかというところ

ころまでは、まだそこまで解析というか判断・評価には至っていないところがございますけれども、引き続き、対象魚等のモニタリングは、アユ等のモニタリングにつきましては進めていきたいというふうに思います。

○竹門委員

多分、私が今質問した項目は14ページに関係がございます、土砂還元を行った箇所でおイカワが増えておるといふことの因果関係というのは、おイカワの産卵床が増えたからだろうと推察される訳ですよね。同様のことが本川ではアユについても考えられる訳でございます、私の考えでは、ダムからの還元土量というのは本川を改善するほどの量には至ってなくて、でも、代わりに河床掘削をしたときの土砂のダイナミズムの促進によって、アユの産卵床に相当するところができたりする可能性がある訳ですね。だから、多分、漁協さんの意見を頂いたときに、「それについてはこれを見るといいんじゃないか。」と言うてみたり、あるいは漁協さんの方に、今年はここで掘削をするから、この辺にアユの産卵床ができる可能性があるというような情報をお伝えして、漁協さんの方から、逆にどこで産卵が起きたというような情報を頂ければいいんじゃないかと思いました。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山下）

ご意見ありがとうございます。また今年も漁協さんとはそういった現地立ち会い会をやるとしますので、そこでそういった意見も頂きながらモニタリングを進めていきたいと思っております。

○中川委員長

はい、ありがとうございます。

伊藤委員。

○伊藤委員

16ページから19ページに掛けてのことに関連するんですけども、先ほども、猪名川の水質調査をして意外ときれいだったというお話がありました。18ページには、水環境交流会を開きましたとか水生生物の調査を行ったということが書かれています。もちろん、これはこれで結構な取り組みですが、一方で、猪名川という川は、水の利用上からすると、もっとシビアな歴史があるように伺っています。

それは、昔の話ではありますが、「水道水の水源としてはこの川の水は使わないということにしよう」という判断が一度されたことがある川と聞いています。それは、この川の流域には汚染原因となりうる、事業所その他が幾つも存在する。平常時は大丈夫だが、いっ

たん化学物質の流出事故が起きたりすると、川が汚染される、水道水源が汚染される可能性がある、そういうことが理由のようです。

国内でもそういう事故の例は幾つかあって、最近大きいのは3年前に利根川で化学物質の流出事故があって水道水質基準を超えたので、何十万人に対して断水するという事例がありました。あるいは、1年ぐらい前には、アメリカのウェストバージニア州で、やはり化学物質の流出事故があって非常事態宣言が出されるとかですね。そういう事故が起き得る可能性があります。

ですから、ここに書かれている幾つかの話はちょっとソフトな話過ぎるかもしれません。もちろんBOD、CODから見れば、昔々に比べたら低下してきているだろう、あるいは水生生物も多く見られるようになったかもしれない。ですけど、今申し上げた歴史もある川ですので、流域のリスク因子が現在どれぐらい存在していて、それらのリスク因子は昔に比べれば減ってきているのか、そして川として本当に安全な川にどの程度なっているのかどうかというような、ちょっとシビアな目、あるいは専門的な視点というのも、もう少し入るといいのではないかと思います。

○中川委員長

はい、ありがとうございます。それじゃ、事務局の方、手短かに回答をお願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山下）

水質汚濁対策協議会等の中では、水質汚染等についていろんな連絡網を作ったり、今後の対策等の検討をしているところでございます。委員のご指摘のとおり、そういった可能性も排除できないところもございますので、今後ご意見のようなリスク管理ができるかどうかというのは、少し検討を進めていきたいというふうに思います。

○伊藤委員

国交省が全部やれと言ってる訳ではなくて、関係機関と協力して頂いて、今のような視点も国交省としても持って頂けるとありがたいと思います。よろしくお願いします。

○中川委員長

そうですね。危機管理とも関係するかもしれませんね。よろしくお願いします。

まだあろうかとは思いますが、時間が予定より15分ほどオーバーしちゃってまして、すいません。

それでは、次の議題に移らせて頂きます。続きですけれども、猪名川の治水、利水、それから維持管理、続けて事務局から説明をお願いしますか。



・治水（猪名川）

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山下）

利水は後ほどにさせていただきます、「治水」と「利用」と「維持管理」を続けて説明させていただきますと思います。まず、初めに【治水（猪名川）】のパワーポイントをご覧頂ければと思います。こちら点検項目は33項目ございまして、赤く「有り」と書いたところをメインに説明させていただきます。

ページをめくって頂きまして3ページ目でございますが、こちら、先ほど説明したので割愛致します。4ページ目、5ページ目も先ほどの説明と同じようなので割愛させていただきます。

6ページ目でございます。災害時要援護者に配慮した避難勧告・指示の発令基準の明確化及び周知体制整備の内容でございますが、こちらは猪名川流域総合治水対策協議会という、沿川10市町村と河川管理者と水機構さんをメンバーとしまして協議会を作っておりますけれども、ここで避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成の支援を、全自治体さんを対象に行っております。例年開催しております、豊中市さんですとか伊丹市さんなどでは、こういった避難勧告等の伝達マニュアルの作成をされているところでございます。また、出前講座等でこういった資料作成の手伝いなどもさせて頂いているところでございます。

7ページ目、こちら23年のときの報告でございますけれども、猪名川では防災ステーションというのを川西市の出在家地区で整備しております。災害時には防災ステーションとしてヘリポートですとか、いろんな河川用の備蓄資材を確保しておりますが、平常時は、川西市民の皆さんに利用できるようなコミュニケーションの場として開放しているところでございます。

続きまして、8ページ目につきましては、特に沿川の市町村さんでは耐水化の事例がないということでございました。

9ページ目も、ハザードマップ等は作成済みでございますが、プログラムまでは実績がないということでございました。

続きまして、10ページ目でございますが、こちら先ほど人と川のところでご説明しましたので割愛致します。

11ページ目。流域における保水・貯留機能確保の内容・貯留量ということで、猪名川では総合治水計画を策定しております、沿川の各市町村さんにおきましては、調整池です

とか貯留施設等を確保するというので、そういった対策を行っております。特に最近の動きとしましては、兵庫県さんにおいて、25年に地域総合治水推進計画の策定に向けた準備会議を開催されて、兵庫県では動きが盛んにされているところでございます。下の表でございますけども、こちら昭和57年に計画を策定したときの対策容量と現在までの実施状況でございます。

続きまして、12ページ目でございます。こちら同じものです。失礼しました。

続きまして、14ページ目をお願い致します。こちら平成19年度にやったものでございますが、「指標」としましてHWL以下、浸透、侵食対策の実施内容でございますが、こちら、猪名川では浸透対策として堤防の補強工事等を図のとおり行っているところでございます。下のグラフにありますとおり、猪名川では整備計画に基づく整備は完了しているところでございます。

続きまして、15ページ目。堤防天端舗装の内容につきましては、猪名川では進捗は特にございませんでした。

16ページ目。側帯整備も、計画上終わっておりますので進捗はありませんでした。

17ページ目。実績降雨、計画規模降雨における上下流水位の変化内容でございます。猪名川では、整備計画に基づきまして昭和35年の台風の洪水を安全に流下させることを目標としまして、順次、河川整備を実施してございます。小戸地点で2,100m<sup>3</sup>/sを流す計画で整備してございます。これまでの改修状況を踏まえながら、現在では河道の掘削を主に実施しておりまして、写真にございますとおり、平成24、25、26年と順次、上下流の調整を踏まえて、安全に流せるように河道の掘削工事を実施しているところでございます。

続きまして、19ページ目でございます。実績降雨、計画規模降雨における越水及びHWL超過内容・超過延長につきましては、左の図のとおり25年の台風につきましては、猪名川でははん濫注意水位を超える青いデータの部分となっております。

続きまして、20ページ目は先ほど説明しましたので割愛させていただきます。

続きまして、21ページ目。既設ダムの効果内容・洪水位低下量でございます。一庫ダムでは、25年度は、昭和58年の管理開始以来、最大の防災操作を実施致しました。小戸地点で約58cmの水位低下の効果が見られたということで、操作後は速やかに公表などしてこの効果をアピールしているところでございます。

続きまして、22ページ目でございます。「指標」河川管理施設の耐震対策実施内容でございます。こちら、猪名川では左岸0.6km付近の河川堤防など、耐震調査結果に基づきま

して順次、耐震化工事を行っております。具体的には矢板を打ち込んだり、砂による置換によって土砂の改良をしたりしながら耐震対策をしてございます。26年度までに概ね計画は終わっておりますけれども、今後の調査で、ということもございますので。整備計画は終わっているというところでございます。

23ページ目。「指標」津波ハザードマップ作成支援内容・作成市町村数でございます。東日本大震災の発生を受けて、平成24年に内閣府が津波浸水想定を公表してございます。25年度は兵庫県が詳細な津波浸水想定を公表しております。それが左の絵でございます。ちなみに、大阪府も平成25年に公表しておりますけれども、猪名川の管理区間には浸水想定がございませんので、兵庫県のみ載せてございます。ちょっと地図が見にくいんですが、右上の一部が、薄緑色のところが一部、猪名川の河川のところに掛かっている、河川管理区域に掛かっているところでございます。25年度はこの状況でございますので、今後は兵庫県の担当部局と調整しながら、この状況、どういうシミュレーションに基づいてこういう結果が出たのかを、少しデータに基づきながら、どういった対策をすべきを引き続き検討していきたいというふうに考えてございます。

治水につきましては以上でございます。

#### ・利用（猪名川）

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山下）

続きまして、【利用（猪名川）】をお開き頂きたいと思っております。こちら、1ページ目を開いて頂きまして、点検項目1から17の赤字について説明させて頂きたいと思っております。

2ページ目でございますが、秩序ある河川利用に向けての取り組み内容でございます。こちらにつきましては特に進捗はございません。こちらは順次、指導等しておりますが、改善した件数はないということで、進捗はございませんでした。

3ページ目でございます。水難事故防止に向けまして、子どもたちに向けてパンフレットを配布しまして啓発を行ってございます。25年度は水難事故等そのものは起きてございません。

続きまして、5ページ目でございます。すいません。こちらは先ほど河川環境のところでご説明致しましたので割愛致します。6ページ目も先に説明しましたので割愛致します。

7ページ目でございます。「指標」違法行為の是正内容・不法耕作面積ということで、こちら写真にありますとおり、伊丹市が占用している部分でございますが、市道として占

用しておりますが、ここが不法耕作されておりました。これを是正を図って今、右のとおりになってございます。ただ、市道が前後区間がまだ整備されていないということで、このようにフェンスで囲っている状況でございます。猪名川では、この1件の改善項目がございました。

続きまして、8ページ目でございます。バリアフリー化、これも先ほど説明致しましたので割愛致します。9ページ目の小径も割愛致します。10ページ目も割愛致します。

11ページ目、ホームレス対応内容・確認数。数字のとおり、ホームレスの人数につきましては25年末で7人となっております。ちなみに、今26年度では4人まで減っております。定期的に職員が巡回などをして、管理者と指導等を行っております。以上でございます。

12ページ目は既に先ほど申しましたので割愛致します。13ページ目も割愛致します。

#### ・維持管理（猪名川）

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山下）

最後でございますが、【維持管理（猪名川）】のパワーポイントを開いて頂けますでしょうか。こちら、赤字の部分のみ説明させて頂きたいと思っております。

まず、2ページ目でございますが、堤防・ダム・護岸の健康診断内容・補修箇所数ということで、こういった連節ブロック等が一部、補修が必要なところにつきましては、適切に対応して補修をさせて頂いております。点検要領に基づいてこういった施設の管理をしているところでございます。

続きまして、4ページ目は先ほど説明しましたので割愛致します。

5ページ目。点検、修繕内容・実施数ということで、猪名川の一つの例でございますが、許可工作物の原田排水樋門のところに量水標を取り付けて頂きまして、水位の確認がし易いようにこういった取り組みを行っております。

6ページ目でございます。河川内の樹木の伐採内容でございます。樹木の伐採につきましては、その繁茂状況を踏まえて維持作業という中で伐木を実施してございます。25年度の実績は右岸・左岸それぞれの伐木作業を行っておりまして、幹については一般の方に配布するような措置を行っております。写真の一番右側でございますけれども、園田出張所の中にこういったものを置きまして、ホームページ等で無料配布を呼び掛けて配布を行っております。40㎡ここに仮置きさせて頂いております、約半分ぐらいお持ち帰り頂

くことができましたということでございます。

7ページ目は特に進捗はございませんでした。

8ページ目でございますが、こちら先ほど説明致しましたので割愛致します。

大変ぱぱっと説明致しましたが、以上でございます。

○中川委員長

要領よく説明頂きまして、ありがとうございます。

それじゃ、まず治水からご意見を賜りたいと思います。いかがでしょうか。

○竹門委員

3つ端的にお話し致します。

まず、6ページの治水対策協議会、それから7ページの水防施設の充実についてご説明頂いたんですけども、実質これらが実際に利用・活用されるときの情報というのが、必ずしも表に出てきてない訳ですね。その理由としては、最初の1ページ目に戻りますと、例えば水防団の関連の項目については、進捗なし、になってる訳ですね。けれども、これって、実際には水防団っておられる訳ですから、水防団の情報について進捗の中に入れていく必要があるんじゃないのかと。例えば、年度内に待機した例が何回あって、彼らがどんな活動をしたかとかというの、本来はその効果について評価するという形で指標に入れていくべきじゃないかなと。これは今入ってないので、そういうのをやるべきだという意見でございます。

それから、次が16ページですね。この「側帯整備実施内容・延長」が進捗なしというのは、これは側帯がもう既にあるから、進捗なし、なんですよね。そうすると、書き方として、進捗なしと書くのは必ずしも適切じゃないんじゃないかと。側帯については既に完了済みであるという書き方の方が、進捗点検としてはいいんじゃないでしょうかという、これはむしろそういうアドバイスでございます。

それから、最後が19ページですけれども、24年、25年、26年と掘削をしたと。その結果、ここは疎通性が高まったと。流下能力が高まったというふうに評価される訳ですが、ところが、平成25年の台風18号で相当の土砂が移動したと思うんですけども、それによってどう変化したのかというのが若干気になったんですけども、堆積が、この台風によって起きたことはないのでしょうかという、これは質問です。

○中川委員長

3点いかがですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山下）

まず、第1点の部分につきまして、水防団の聞き取りというのが進捗なしというところでございます。これは、24年以前にあんまり大きな災害がこれまでなくて、そういったところで聞き取りするチャンスといいますか、機会がなかなかなかったというところでございますが、25年、26年と大きな水害が続いてますので、そこは踏まえて聞き取りなどを順次させて頂きながら、この6ページ、7ページ目については少し情報を充実させていきたいというふうに思います。

2点目の進捗の書き方でございますけれども、ここはちょっとまた来年度に向けて書きぶり、整備計画が完了した部分の書き方については整理させて頂ければというふうに思います。

3点目の土砂の動きでございますけれども、流域を一応点検はしておるんですけども、緊急的に土砂がたまったところを排除したりする必要性があるほどの、河床がおかしくなるようなところまでの大きな変化はなかったというふうに確認してございます。

以上でございます。

○中川委員長

はい、ありがとうございます。他、いかがでしょうか。・・・ちょっと私の方で教えて欲しいのが1点あるんだけど、14ページの図の見方がもう一つまた、私の誤解かもしれませんが、よう分からないんです。猪名川は全部紫になってるんですかね。ということは、浸透、それから侵食対策は河川整備計画水準ではもう完了したと、こう見ていいんですか。どう見るんですかね。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山下）

紫色でございますので、平成24年度までに整備済みだということです。

○中川委員長

そういうことですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山下）

はい。

○中川委員長

そういうのも先ほどの進捗なしというのと同じで、何かもう少しその辺が分かるような書き方というのがいいのかなと思ひましてね。またご検討願います。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山下）

はい。表現の方法はまた検討させて頂きたいと思います。

○中川委員長

他、いかがでしょうか。

堀野委員、どうぞ。

○堀野委員

これもちょっとやや細かいのかもしれませんが、11ページで、要するに流域対応だと思うんですけど、ここの中にある自動車学校のピロティ構造というのは何なんでしょうかという。ここの意味にそぐうのかというのが、ちょっとよく理解できない部分があったんですけど。例えば、調整池であるとか、どこか地下貯留を行いますとか、そういう施設を作りましたというのはこの指標にそぐうと思うんですけど、このピロティはこの下に水を貯めるんですか。

○中川委員長

うん。これはどういうことでしょうか。事務局、分かる範囲で。分からなければ、また調べてください。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山下）

この場でちょっと即答はできないんですが、貯めるというよりは、ピロティ構造にして水の影響を緩和するといえますか。

○堀野委員

ですよね。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山下）

ええ。

○堀野委員

それだと、その建物だけが恩恵を被るのであって、例えばそのことを国交省としてやる訳ではないんですよ。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山下）

下の表に書いてあるような対策容量に入っておりませんので、委員ご指摘のとおり、ここに例として載せてはおりますけども、そこは少し説明ぶりをちょっと考慮させて頂きたいというふうに思います。

○堀野委員

あと、またこれも細かいこと、細かいというか、今ごろ言うなと怒られそうなんですけど、

例えば17ページとか、あと一番最後の23ページなんかもそうなんです、進捗を評価する指標とその記述内容があんまり合っていないような箇所が、これ以外にも散見されるんですよ。これは僕だけかもしれないんですが、例えば17ページでいくと、実績とか計画降雨があった場合の上下流水位の変化内容ということになってますよね。でも、書きぶりは結局浚渫、掘削を行ったとか行わないとかいう記述になってますよね。この辺がちょっとこと合わないような。書くのであれば、こういう水位になるような掘削を実施してますよとかいうふうに書いた方がいいと思うし、このままでいくなら、むしろ流量ですね。上下流水位の変化内容じゃなくて、通水量の保障できる内容、そういったものが指標となるべきであって、ここはちょっと合わないなど。一番最後のところも、例えば支援内容とかハザードマップの作成市町村数というのを指標に挙げているのに、そういう記述がちょっと見当たらないんで。

○中川委員長

おっしゃること、よく分かりますね。これは、そもそも猪名川の上下流バランスというのは当然ある訳ですよ。狭窄部のところでね。それとの関連でこれは掘削をして上下流バランスを軽減したとか、何かそういう意味なんでしょうか。その辺の書きぶりがちょっと分かりにくいんですよ。そういうのが散見されると確かに思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山下）

指標の答えとして、書きぶりは委員ご指摘のとおりだとは思いますが。平成25年の取り組みという意味で書ける範囲で書くという考え方と、その前後の、先ほど整備が終わったところの書きぶりの話もありましたけど、そういう意味ではここも上下流、過年度ずっとやっているというところもございまして、その書き方というのが、なかなか難しいと言ったら語弊があるかもしれませんが、そのバランスを考えて書いていきたいと思しますので、ご指摘のとおり、少し書き方は考えながら改善していきたいと思えます。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 笠井）

今、事務所長からも説明がありましたけれども、例えばこの「上下流バランスの状況」の中で配慮しなければいけないのが、猪名川の場合は、上流の銀橋の狭窄部を挟んで上流と下流の整備の順番。それから下流にもう一カ所ありまして、今この写真に少し出てますけれども、この下、大阪府、兵庫県が管理する神崎川と合流しまして、神崎川の方でも掘削を順次進めることになっていきますけれども、神崎川の掘削による流下能力増と、今掘削をしているような範囲の掘削の進捗を、調整を図りながら進めるということで考えな



ければいけないということでございます。

ですから、ここで写真をぱっと、今掘削してる箇所1kmぐらいのスケールのところを載せていて、ここを掘ってますと言っていますけど、指標から考えると、そういう上下流、配慮しなければいけないところとの掘削とかの調整がどういうふうになっているか、どういう進んで進んでいるかということ、本來說明しなければいけないところだと思いますので。本文のところはそういう雰囲気を書かせて頂いているんですけども、抜き出して説明をするときにも、そういうところに配慮した説明ぶりというのをちょっと工夫しなければいけないということで、委員ご指摘も踏まえて、少し考えていきたいと思っております。

○中川委員長

よろしく申し上げます。

○竹門委員

今のお話の中に出てきた11ページのピロティ構造の話なんですけども、確かに指標に関して言ったら、「保水・貯留機能確保の内容」ということなんで、合うのか合わないのかというのはちょっと考えようはあるんですけども、私の考えでは、水を貯める能力を上げるということだけじゃなくて、ここに掲げられてるような、水が来ても大丈夫なエリアがどれだけ増えたかという形で実は進捗点検するべきであろうと。ですから、そういう意味では、自動車学校が、というんじゃなくて、こういうエリアが面積的にどのぐらい増えたかという形で評価をすればいいのではないかと。

要するに、治水安全度というのを、流下能力じゃなくて、水が浸ったときにも被害が軽減するという目標を立てるとすれば、こういった構造になった場所が増えれば被害は軽減したことになりますので、そういう意味では私は載せた方がいいとも考えました。

○中川委員長

まあ、今のご説明がこの指標のタイトルと合ってるかということ、かなり遠いのは遠いんですよ。

○竹門委員

だから、表現を変えた方がいいです。

○中川委員長

ええ。要するに、総合治水対策の取り組みの一つですよ。そういうのはあるのかな、他に指標が。あればあれですけど、そういうことなんですよ。その中で保水、貯留、浸透と浸水被害を軽減するためのこういう対策というか、被害軽減対策というかな。

○竹門委員

はい、被害軽減対策。まあ、そんな言葉が指標にあるといいのかもしれないですね。

○中川委員長

うん。それで、ここに書いている点検結果も、猪名川流域総合治水対策協議会においていろいろ議論を進めておられるというようなことで、こういう話も出てきたのかなというのは理解はできます。

笠井さん、どうぞ。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 笠井）

今、竹門委員からもご指摘頂きましたけれども、どちらかというところ、このピロティという住まい方とかをもって、何ですかね、ある程度、一定程度の浸水を許容するというところで言うと、今の11ページの指標のもとでこれを整理するよりも、次のページですね。被害軽減のために土地利用規制とか土地の使い方のところで工夫されていることというところ、次の12ページのところに指標があって、もしかしたらこっちで整理する方がいいのかもしれないですね。11ページの方は、指標のとおりで、貯めたりとか保水機能を増すということで、それに関する施策を。12ページの方は、そういうことをした上でまだ浸水等が残ってしまいがちなところの土地をどう住まうかという工夫をしているところは、ここに載せるという方が適切なのかもしれない。ちょっとまた来年に向けて、このご指摘も踏まえて整理の仕方を考えたいと思います。

○中川委員長

これも、表にあるようなまとめ方ですね。対策容量、進捗率とか、こうありますよね。これは何の進捗率かな。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山下）

こちらは、昭和57年に策定したときの流域整備計画における対策容量というのが左の欄の数字でございますが、現在までに各市町村さんで貯留施設等の容量をこれだけやりましたというので、今整理しているものでございます。

○中川委員長

要するに、流域対応で貯める、浸透させる、浸透させるは入っていないの。貯めるだけ。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山下）

調整池ですとか、そういったものでございます。

○中川委員長

保水というのは。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山下）

保水までは入っていない。

○中川委員長

保水・貯留と書いてあるからね。要するに、そういうデータというものを今後蓄積して行って、どれだけ目標まで近づいていってるのかなというのはやっぱり見る必要があると思うんですよね。進捗点検ですので。まあ、目標はいいとして、この貯めるだけはどうだというのは分かるんだけど、そしたら保水、例えば各戸貯留、各戸貯留はあれか、貯留に入るんか。例えば、雨水浸透ますをどれだけ整備してるのかとかね。何かそういうものも経年的に見てみたいし、それがどれだけ効果があるのかというのも非常に、評価も大事なんだけど、何かちょっとこのあたりも整理して欲しいなという気がします。よろしいですかね。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山下）

はい。保水等につきましても少しデータを集めてみたいと思います。

○中川委員長

はい。ピロティのこういう構造も、どれだけ流域がそういう対応を経年的にし出してるのかとかも分かれば、非常に重要なデータだと思いますけども。

はい、大石先生。

○大石委員

兵庫県民なので少し知ってることをお伝えすると、大阪府に対して兵庫県の対策容量が目標に近づいているのは、各市町がそれぞれに法律よりは厳しい条例を敷いて、何て言うんですか、ショッピングセンターとかができるのと貯留施設などを作っているという状況にあるので、そういった数字以外の法律的な点も評価に入れて頂けるといいかなというふうに思いました。

○中川委員長

はい、ありがとうございます。他、治水はよろしいですか。

それじゃ、治水もまた後で出てくるかもしれませんので、そのときにご意見賜りたいと思います。利用も維持管理も治水も含めて、どこからでも結構ですので、お気づきの点、ご意見等ございますでしょうか。

はい、竹門委員、どうぞ。

○竹門委員

そしたら、それぞれ一個ずつございます。

まず、維持管理の方でいったら、6ページの伐木の利用に関してなんですけども、40m<sup>3</sup>のうち20m<sup>3</sup>が活用されたというのは、利用状況としては「まだまだ」という評価になると思うんですね。こういった活用を促進するための宣伝なり、あるいは利用の促進対策というようなものが必要だと思うんですけども、そういったものはやっているかどうかということが1点ですね。

それから、今度は利用の方ですね。6ページでありまして、これは前回の進捗点検のところでも申し上げたんですが、利用委員会の回数とかといったのは当然指標としてはオーケーなんですけども、「川らしい利用」というのを銘打ってる限り、その利用の中身が川らしい利用になってるかどうかということを見る必要があると思います。そのためには、これは提案ですけども、今後委員会の中で「川らしい利用というのはどういうものか」というリストアップをして頂いて、実際の利用がそのリストアップされたものにどのぐらいの割合で達しているかといったような形で評価していけるようになればいいかなと。そのためには、利用委員会の方でそういう問題意識を持って頂く必要があると思うんですけども、これは提案という形でお聞き頂ければと思います。

○中川委員長

2点ご質問とご提案ということでございましたが、いかがでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山下）

伐木につきましては、確かに半分ほどしか提供できておりませんので、ここには「ホームページ、ポスター等にて、無料配布を呼び掛けており、」と書いてありますけども、引き続き、これに限らず、さまざまな河川の活動の中でこういった提供ができますよというところをアピールしていきたいというふう思っています。

○竹門委員

多分、都道府県が、あるいは市町村が勧めている里山の運動あるいは森林の利活用についての活動とある程度リンクをしますと、急に増えると思うんですね。そういう意味では、別に国交省が独自で宣伝をやらなくても、そういうところと連携をするという形をするだけで大分効果があるんじゃないかと思しますので。

○中川委員長

そうですね。実際いろいろ努力しているところがありますもんね。

○竹門委員

はい。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山下）

そういったネットワークをいろいろ聞いて、そういったところを活用したいと思います。

あと、先ほどの利用につきましても、頂いたご意見を踏まえて、その委員会の中で提言させて頂きたいというふうに思います。

○中川委員長

川らしい利用の例のリストアップというのがありましたけども、いかがでしょうか。一応そういうことのイメージは持って頂いて、ご提案して頂いて、それがどれだけ充実してきたかとかいう、経年的にもね。あるいは、その中身をそれぞれできるかどうかというのをお聞きしたいんですけど。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山下）

特に河川敷の公園利用ですとか、そういったところにつきましてはこの委員会でもいろいろ議論させて頂いて、もっと川らしい使い方という方向に動けないかということでもいろいろ議論させて頂いておりますので、委員の皆様にはそういう意識の高い方がいらっしゃいますので、その方々と協力しながら、ご指摘のリストアップなどをさせて頂きながら進めていきたいというご提言をしたいと思います。

○中川委員長

はい、ありがとうございます。またよろしくお願い致します。

恐らく、保全利用委員会の方もそういうふうなことは非常に大事だと思ってると思うんですよ。

○竹門委員

うん。ただ、集計ができてない。

○中川委員長

うん。だから、そういうことも考えて頂くというのは非常にいいことじゃないかなというふうに思いますので、また保全利用委員会の方でもご検討頂ければと思います。

他、ございますでしょうか。どれでもいいですよ。

はい、大野先生、どうぞ。

○大野委員

じゃ、利用のところの7ページなんですけど、ちょっと教えて頂きたいのは、これは

「不法耕作面積は着実に減少している。」と書かれていらっしゃいますが、どうも平成24年、25年は特に余り変化してないようにも見えるんですね。これは、この年は余り対策をされなかったのか、それとも対策はしているが新たに不法耕作面積が増えているのかという、その点はいかがでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山下）

これは流域全体の指標でございますが、増えていることはないかと思えます。確実に減る方向で皆さん努力されていると思えます。年によって変化の割合が変わるのは、現場の状況ですとか、いろんな周辺の環境が変わったり、工事が進んだり、そういった状況もあって年によって減っていく数も変わると思えますので、まあ、その年の状況によりましていうところでございます。

○中川委員長

猪名川としては1カ所あったという、そういうふうな理解でよろしいですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 山下）

猪名川は、この例の1カ所が是正されました。

○中川委員長

はい、ありがとうございました。よろしいでしょうか。

大石先生、何か言いたそうだけど。

○大石委員

そういう意味で言うと、この不法耕作面積の減少のグラフというのは、余り進捗点検の意味では適当ではないんじゃないかなと。工事で、例えば20年から21年に掛けてがくっと減っているというのは、ここで注目すべき項目ではないような形のようにも思われるので、そういう意味では、不法耕作地そのものを上にあるような形でやられた箇所とか、実数というんですかね、工事を除いたものを記載して頂くのがいいんじゃないかなと思った次第です。ご検討ください。

○中川委員長

事務局、いかがでしょうか。

笠井さん、どうぞ。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 笠井）

大石委員が今の工事というところにどういうイメージを持たれたかはあるんですけれども、長い間不法耕作地として利用されてきたところをどう解消するかという、手法という

意味もやっぱりあるんです。ある工事をやるときに、資財置き場としてどうしてもそのところを使わざるを得ないので、それを機に不法耕作地という状態を解消したいとか、そういうやり方も、工事計画箇所周辺にそういう土地があれば、その中でその工事と絡めて解消していくというようなことも取り組んでいるので、逆に言うと、必ずしもそれをちょっと切り離すのもなかなか難しいというのがありますけれども。ちょっとどういう方法がいいのか、表現方法が適切なのかというところはあるんですけれども、取り組みとしては工事に絡めてこの対策を進めているというの、中身としては確実にあるということをご理解頂ければと思います。

○大石委員

分かりました。確実に減少されているということはきちんと理解しているつもりではあるんですけども、先ほどの説明の中で、工事で、ということがあったので、私としては今おっしゃったようなことについて見識がなかったものですから、工事が行われたときに不法耕作地も自然と解消したと、そういうものとして受け止めてしまったので、すいませんでした。

○中川委員長

よろしいですかね。

まだあろうかと思えますけども、時間も大分超過してまして、まだまだ議論すべきことがございます。次の項目に移らせて頂いてよろしいですかね。また思い付いたことがあれば、後ででもご質問頂ければいいかと思えます。一通り最後のものまでやっとならないといけませんので、それでは、事務局から今度は、「利水（桂川・猪名川）」のご説明をお願いできますでしょうか。

・利水（桂川・猪名川）

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所 事務所長 河南）

改めまして、淀川ダム統合管理事務所の河南でございます。同様に座って説明をさせていただきます。

資料は6番になります。ポイントをかいつまんでご説明致します。

まず1ページ目ですけれども、点検項目そして指標とありまして、進捗、右から2番目の欄に「有り」ということでお示ししているその項目、指標について説明をさせていただきます。

早速ですが、まず2ページ。こちらは、水利権の見直し、転用のためのルールづくりの内容・件数ということでございます。25年度につきましては水利権量の減量など、見直しとなる更新は結果的にございませんでした。水利権の更新、見直しということではございませんでしたが、更新の方は2件ということになっております。池田と豊能でございます。ちなみに、【参考】というところで真ん中あたりにお示ししておりますけれども、26年度には「淀川水系水利用検討会」を設置致しまして、この中で関係者と情報交換あるいは意見交換を行っているところでございます。

○中川委員長

これは、桂川と猪名川の話だけではなくて淀川流域全体ということですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所 事務所長 河南）

ええ。基本的に淀川水系全体のお話でございます。

続きまして、3ページですが、慣行水利権の許可水利権化の内容・件数ということでございます。下の進捗状況の表にお示ししておりますように、トータルで220件ございまして、うち慣行水利は42件ということになっております。取水実績が少なかった慣行水利権について、適正な使用水量算出のための指導、サポートを行って参りましたけれども、結果的には許可化には至りませんでした。今後も引き続き許可水利権化の働き掛けを、更新時等を通して行って参りたいというふうに考えております。

続きまして、4ページですが、水需要抑制の実施状況。これにつきましては、先ほど触れましたとおり淀川水系水利用検討会を、26年度でありますけれども、設置してございます。6月そして27年2月の計2回、開催しております。25年度の表記ということで、下の欄は設立に向けて云々というふうに書いておりますけれども、参考までに申しますと、26年度、2回開催しておるということでございます。

5ページでございますが、住民・事業所等に対する啓発内容等でございます。こちらでお示ししておりますのは、水資源機構関西・吉野川支社のホームページでございますが、こういった形で、少し図が小さくて恐縮ですが、それぞれのダムの現在とそれから平年という形で貯水率、あるいは琵琶湖の現在と平年の水位をリアルタイムでお示しして、節水等に対する協力を住民等に呼び掛けているといたしますか、意識向上を図っているというところでございます。引き続きこういう形で意識向上を図って参りたいというふうに考えております。

6ページは、既存施設の運用の見直しの実施状況でございます。これは25年度につつま



しても、南丹市八木町なんですけれども日吉ダムの下流の新町下地点というところがございまして、こちらの確保流量、従来ですと通年5.0m<sup>3</sup>/sであります、25年度につきましても4.0m<sup>3</sup>/sで運用してございます。その結果、最低貯水率、グラフでお示ししておりますけれども、結果的に4.0m<sup>3</sup>/sで運用したことによって最低貯水率は約60%ということでありまして、仮に5.0m<sup>3</sup>/sで運用しておればその青のグラフのとおり55%ということで、結果的に4.0m<sup>3</sup>/sで運用することによりまして、約5%抑制することができたというところでございます。今後も利水者等の協力を得ながら適切な運用に努めて参りたいというふうに考えております。

最後の7ページでございますが、こちら先ほどご説明致しました利水者会議のことでございます。説明は割愛させていただきます。

以上、簡単ではございますが利水の説明でございます。

○中川委員長

はい、ありがとうございました。いかがでしょうか。何回か聞いたような資料で、見たような資料ですけども。

はい、伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員

今日は26年度の第3回の委員会ということですけども、たまたま4月の最初でもありませんし、今後の見通しと併せて発言させて頂ければと思います。

この資料の中に、淀川水系水利用検討会というのが何か所か出てきてて、昨年度こういうのが多分やっとできたということかと思いますが、もう一つ昨年起きた大きな動きとしては、去年の3月に水循環基本法が成立して、7月に施行されました。日本には今現在、水に関する法律は40本ぐらいありますが、その一番上位に位置する法律で、水の憲法とも言われています。

ポイントを簡単に言うと、行政単位を超えて流域単位で集まって、健全な水循環を作っていこうということが趣旨で、そのうちの一つとして、地下水についても今までのような土地所有者のものではなくて「公水」と位置付けるということです。

現在、それを受けて、地下水法などの個別の法律を整備しつつ、具体的な動きを始めていく。まあ、今年ぐらいから始まらないと、あれ何だったんだろうということになりますから、今年ぐらいから始まっていくんだろうと。この法律に対しては、現在のところ、各行政機関は受け身です。水道事業体もこれによって影響がどう降り掛かってくるんだろう

というふうに思っているぐらいで、受け身ですね。だけど、「流域単位で健全な水循環の形成を目指す」という理念からすると、ここに記載の淀川水系水利用検討会の目的は、本来、その中の一部に位置付けられていくべきものと思います。いかがでしょうか、近畿地整として、この水循環基本法を受けての動きや、あるいは準備状況がもしあれば披露して頂けるとありがたいです。

○中川委員長

今のお話は、先生、あれですかね。進捗点検として今後関わってくるであろう、多分特に利水について関わってくるであろう水循環基本法を、どういうふうに捉えているのかということを説明するということですかね。

○伊藤委員

ええ。だから、本来は、淀川水系水利用検討会も、水循環基本法を受けた活動の一部として、位置づいてくるはずのものなんですね。そういうような位置付けが国交省の中でされつつあるのか、あるいは準備されているのか、そういったことですね。

○中川委員長

はい。まあ、それも含めて今後その水循環基本法の中で挙げられている重要な項目について、例えば点検目標とか項目として何か指標として入れるべきことがあるのかどうか、あるいは何か考えておられるのかどうかも含めて、ちょっと事務局からご説明ください。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 笠井）

はい。進捗点検というよりも、今後のお話ということで今の水循環基本法の制定を受けた動きについて今の状況を少し説明させて頂きたいと思います。基本法自体は制定されましたので、これから基本法に基づいて流域水循環計画というのを流域、流域というのは集水域という意味ではなくてはん濫域も含めた広い意味での流域だということですが、それを作っていくこととなります。そういう中で具体的に、先生からお話のあった、それぞれの流域の中での健全な水循環系を再構築していくための取り組みについて、いろいろ書き込んでいくということになるかと思っています。

今、近畿地方整備局では、その流域水循環計画をまず先行してモデル的にとにかく作りましょうという、水系のどこでやろうかということは今検討しているところということです。これは全国的にも流域水循環計画を幾つかのモデル水系で作って、その中で今、伊藤委員からご指摘のあったような、各流域における課題をどう解決していくのかというところを取り扱っていくということですので、流域が今抱えている課題によって、地下水のと

ころに大きく問題がある流域であるのか、全体の水循環系の中のどこに大きな問題があるのかということで、多分幾つかモデル水系の事例を集めた上で全体展開していくような形になるのではないかなということでございます。

だから、その中で近畿地整は、まずはどこでその流域水循環計画を作ろうかなということと、今検討しているということですので、その取り組みが今年度ぐらいから始まるようになっているということでございます。

○伊藤委員

はい、ありがとうございました。もちろん、この法律の主務大臣は国土交通大臣ですし、それから国交省の中の水資源部が調整役になると伺っています。一方、ポイントの一つとして、今回は河川管理者が中心になるのではないということも言われていて、流域の各ステークホルダーが集まってくる。それはもちろん農業も含むし、国民の責務まで規定されています。なので、その位置取りがどうなるかにも関心があります。河川管理者が決して音頭を取るのではないとは思いますが、しかし、主体の一つであることには間違いないので、各方面にアンテナを張って頂いて準備して頂けるとありがたいと思いますし、またお話を聞かせて頂ければと思います。ありがとうございます。

○中川委員長

それでは、この進捗点検の中での、先ほどのご説明の中で何かご質問等ございますでしょうか。

はい、堀野委員、どうぞ。

○堀野委員

利水のところで。

○中川委員長

はい、そうですね。

○堀野委員

これは、直ちにこの部分に対応してくださいということではないんですが、恐らくこの委員の中でも僕だけが農学的な立場を持ってるんじゃないかなと理解してるんですが、一つは、利水の進捗として項目を立てられている、例えば慣行水利権の許可水利権化ということが、河川管理者の立場からはこれは進捗という意味で、そういう方向に持っていきたいというのはよく理解できるんですけども、必ずしもそれが望まれる状況かと言われると、僕はそうではないだろうと。100%許可水利権に移ることが望ましい状況という意味

で進捗と捉えられると、僕としては、それはちょっと待つてよという感じになってしまいます。それが1点ですね。だから、直ちにこういう表現はやめてくださいねという訳ではないですが、そういう見方もあるということは理解して頂きたいと。

それから、同じように、利水ということをごどのように考えられてるかということなんです。6ページの、正常流量維持というか、それこそ濁水流量を $5.0\text{m}^3/\text{s}$ のものを $4.0\text{m}^3/\text{s}$ に減らしたら貯留の効果がありますよというのは、何て言ったらいいですかね、貯留してその貯水量が温存される効果というんですかね、そのことが、要するに貯水量が高まることは自明の理ですよ。でも、利水という立場から言ったときに、それが本当にいいことかということ。僕からしたら、50%までまだ余裕があったなら、何なら $5.5\text{m}^3/\text{s}$ ぐらい流しての方が利水としてはオーケーだったんじゃないのと。

むしろこれはマイナス、僕からするとマイナスの評価なんです。治水という意味では、容量を大きく確保できることからすると反するのでだめかもしれませんが、あくまで治水容量の中での話をするのであれば、「見直しによって効果を上げうる事案の調査検討内容」というこの部分、「効果を上げ得る」ということは、効果を上げてないんじゃないのと。ではないでしょうか。そういう見方もできますよということで、これも表現に気を付けられた方がいいんじゃないかと思います。何なら自主規制が始まるぐらいまで水利用をどこかで行い続けるということの方が、利水という立場からすると、ちゃんと水が使えたねと。節約節約節約で節約したけど、いや、こんなに余裕あったんじゃないのという見方に、一方ではなってしまいますので、そういうことがないように考えられるのも大事じゃないかなという気がします。

以上です。

○中川委員長

事務局、いかがですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 笠井）

1点目の方は、見方ということで、そこはご意見としてしっかりと承らせて頂きたいと思います。

2点目の6ページの方ですけれども、説明資料として、「貯水量温存できました」という書き方をしているんですけれども、そもそも通年 $5.0\text{m}^3/\text{s}$ から $4.0\text{m}^3/\text{s}$ に減らしたことによって、我々はどういう効果を期待して減らしたのかということがまず重要だと思います。ここについては、右側に少し書いてますけれども、舟運、保津川で非常に観光で重要な収

入源になつてゐる舟運の実施の期間、渇水があつても延ばせるようにということで、できるだけ水利用の方を温存した上で、いざ渇水になつたときにその温存した分から補給をして、舟運の実施期間を渇水があつてもできるだけ長くできるようにする等の議論があつてこういう形でさせて頂いてるので、 $5.0\text{m}^3/\text{s}$ から $4.0\text{m}^3/\text{s}$ に減らした結果、上流で温存した部分で評価するというよりも、その結果として何が良くなつてゐるのかというところをしっかりと説明、全体のところを説明させて頂くことが重要なのではないかなというふうに思つております。何かありますか、補足。よろしいですか。

○堀野委員

いや、言われる、意図されることは、私も両方の立場が分かるので良く理解できるんですけど、例えば舟運は桂川独特で他のところはないので舟運のことはやっぱり大事だとは思ふんですけど、例えば $5.0\text{m}^3/\text{s}$ を流したり、あるいは $5.5\text{m}^3/\text{s}$ 、極端には $6.0\text{m}^3/\text{s}$ 流したら舟運はもっと楽にできたはずですね、恐らく。操船なんかももう少し楽だし、何なら、流量がある程度多い分、例えば乗っておられる方もスリルを余計に味わえるようなこともあり得る訳ですね。

そういう意味で、貯めた量がこれだけ増加したから、それがいいことだみたいなようなこの指標の取り上げられ方が、それでいいんですかということなんです。使える範囲内でいっぱいいっぱい、それこそ神様の運転をしないとイケないから酷な話ですけども、そういう方も、利水からすれば、使える量がまだあつたのに使えてないやんということが問題になることは、利水者からしたらそうなんですよ。だから、そういう意識をもう少し持たれた方がいいんじゃないかという気がします。

○中川委員長

まあ、いろんな立場があるので、今のは堀野委員の一つのご意見だというふうに捉えさせて頂ければなど。

そういう意味で、ここで、例えばこうしたことによってこういう問題も起こる、ここをもう少し増やすことによって例えば $5.0\text{m}^3/\text{s}$ だったらどんな事態が生じてたのかとか、何かそういうのもあつてもいいと思ふんですよね。だから、いろんな見方もあつていいんじゃないでしょうか。

○堀野委員

だから、それを「効果」という言い方でここに記述されてゐることがどうなのということなんです。委員長が言われたように、こういうプラス面もあるけど、こういうマイナス面

もあったんですよということを、やっぱりオープンで書くべきであって、それだと「ああ、そうですか。」というね。読み手側がどういう解釈しても、それはある程度自由ですから。だけど、やっぱり客観的に評価指標としては挙げて行って欲しい。

○中川委員長

まあ、堀野委員も、実際には神様みたいなオペレーションをしないと難しいというのを知っておられて、なかなか難しいことをおっしゃってるんだけど。だけど、運用する側としては、マネジメントする側というかね、コントロールする側にとってはやっぱりやり易いような、安全側を見てというか、という立場にならざるを得ないところもありますしね。私も両方の立場は分かるんですけども、そういう意味で、一体何が効果かというところですね。問題はね。

○堀野委員

そうです。

○中川委員長

まあ、そういうところの表現をうまくすればいいのかなという気がするんですけども。

○竹門委員

今の件なんですけど、流域委員会で河川整備計画を立案する中であった議論としては、抑制がための抑制なんじゃなくて、いかに調整できるかというところにむしろ力点があったと思うんですね。それは、どっちかというところ、水融通というのをそれぞれの水利権者の間でどれだけできるのかと。それがうまいこといけば、今、水資源開発でこれだけ上乗せせないかと言ってるのがせんでも済むんじゃないのという議論が、かなり中心にあった訳ですね。その中で、当然抑制は一つの対策でありますから、それも考えなきゃいけないということだった訳ですよ。そうすると、この観点とか指標というときに、その抑制がむしろ目的になってしまって、どれだけ減ったかということで評価しちゃうというのは、実は堀野委員がおっしゃるように本末転倒な部分がある訳ですよ。

したがって、利水者会議の中で議論していく内容についても、どれだけおまえら減らせるかとかというのが目的なんじゃなくて、いざというときにどれだけお互いに出し合えるかとか。どういうときにはこれだけ出せるとか、どういうときにはこれだけこちらが出せるとかというような助け合いの精神で対策を作っていくというところにむしろ目的を置くべきなんじゃないですかね。そうすると、ここの点検結果の書き方も多少変わってきて、現状把握ができて、今後その利活用の仕方、利用のあり方を議論していくというのも、どれ

だけ融通し合えるかということのを落としどころとして、書きぶりがあつた方がよろしいんだろうなと思いました。これだと、何が目的で、どういう議論をしようとしているのかがあんまり見えないんで。

○中川委員長

そうですね。それは、さっきちょっと感心したなと思うのが、迫力のある保津川下りというのもやっぱりいいじゃないですか。何かもうゆっくりゆっくり、とろとろ流れてるんじゃないで。いや、保津川下りに限らずね。だから、水の、十分これはいけそうだというような予測がかなりあれば、その辺の放流量も定流じゃなくて何か工夫するとか。さっき竹門委員がおっしゃったように、いかに融通できるかみたいな、そういうところも大事ですよ。

もう少しこの辺のところの議論をしたいんですけど、今日は時間もございませんのでこの辺にさせて頂きたいんですが、事務局としてもうちちょっとご検討頂きたいなというふうに思います。表現の仕方についてはね。

ちょっと時間が過ぎてますけども、申し訳ございません。またご意見がありました場合には、事務局に直接メールでもご連絡して頂くことにさせて頂いて、ちょっとまだあるんです。資料－7の説明をして頂いて今日の議論は終わりたいと思うんですが、いかがでしょう。資料－7に移ってよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、事務局、資料－7の説明をお願いします。

## 2) 進捗点検結果に対する主なご意見

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 広域水管理官 野口）

資料－7のご説明をさせていただきます。資料－7とそれからもう一つ参考資料－1という横書きのものが付いていると思いますが、それ両方を眺めながらお聞き頂きたいと思いません。

資料－7につきましては、平成26年度に実施しました第1回、第2回の委員会の委員の皆様方のご意見、これをまとめさせて頂いております。見て頂くと分かりますけれども、今日議論して頂いた利水のものなどは入っておりません。これは、現時点では未定稿ということでございますけれども、追加をした上で、最終的に皆様のご確認をさせて頂いて公表していくという形をとりたいと思いません。ちなみに、参考資料－1と申しますのは、いわゆる専門家委員会、この場での議論と地域委員会のご意見を横で並べて、種類別に並べまして対比して見易いように整理したものでございまして、内容的には同じものを付け

てございます。最終的には、先ほど申しましたように第3回の委員会が終了後に、各委員にご確認頂いた上で委員長の確認を最後頂いて、公表という形にもっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○中川委員長

ありがとうございます。

だから、利水と書いたところも書き込んだ上で、最終的に参考資料-1をまとめて、また各委員にもチェック頂くということで、そういうことでよろしいですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 広域水管理官 野口）

はい。

○中川委員長

それから、未定稿と書いてあるところのこの専門家委員会、これも利水を入れて確認していくと。そういうことですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 広域水管理官 野口）

そういうことです。はい。

○中川委員長

ありがとうございます。

ちょっとお願いなんですけども、どの川のことを議論しているのかが分かるように書けませんか。これ読んで、どの川のことやろかなと思って、見ただけではちょっとよう分からんですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 広域水管理官 野口）

分かりました。そうであるものとそうでないものがあるかもしれませんが。

○中川委員長

そうそう。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 広域水管理官 野口）

そこはちょっと確認して記載をしたいと思います。

○中川委員長

はい。そこもちょっと工夫してください。よろしくお願いします。

意見、他の委員いかがでしょうか。何か。今後のことですので、また委員のご意見を聞いて、最終的な取りまとめを行っていきたいというふうに思っているそうです。よろしい



でしょうか。

30分超過してしまいました。すいません。まだまだ意見もあろうかと思えます。ぜひ事務局の方に直接メールをして頂くなりしてご確認頂ければと。ご意見をまたメールで頂ければというふうに思えます。申し訳ございません。時間の都合上、今日の議論はこの辺にさせて頂きたいと思えます。

それでは、これで今日の議事は全部終わったこととなりますが、事務局、それですしいですかね。

それでは、マイクを事務局に返します。

### 3. 閉会

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 矢野）

どうもありがとうございました。

本日の議事録は、事務局で取りまとめて各委員にご確認頂いた後、ホームページの方にまた掲載させて頂きますので、よろしくお願い致します。

また、27年度、次回の委員会の日程調整などいろいろと先生方にはご迷惑をお掛けすると思えますが、後日、日程調整させて頂きますのでまたこれもよろしくお願い致します。

すいません。ちょっと整備局の方に異動があったということで今、二人、河川環境課長と琵琶湖河川事務所の所長が参っておりますので、一言挨拶をお願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川環境課 課長 今須）

河川環境課長の今須でございます。よろしくお願い致します。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 事務所長 山口）

山口と申します。よろしくお願い致します。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 矢野）

どうもありがとうございました。

それでは、これで26年度淀川水系流域委員会専門家委員会の第3回を終了させて頂きます。どうもありがとうございました。

[午後 5時23分 閉会]